

時間外労働時間の特定がなされなかった県立三室病院公務災害訴訟

小児科医 江原朗

8月26日奈良地裁は、県立三室病院に勤務していた臨床研修医が死亡した事件に関する地方公務員災害補償基金の補償一時金などに関する支給決定を取り消す判決を下した。地方公務員災害補償法によれば、これらの補償は平均給与（日額）に基づいて額が決定される。ポケットベルを出勤時に受け取り、退勤時には返す体制があり、出退勤時刻の特定は可能であったはずである。にもかかわらず、時間外労働時間がなかったとした補償基金の支給決定は否定されたことになる。

事件は以下のように発生した。平成16年9月11日の産経新聞によれば、この研修医は平成15年4月から県立三室病院に勤務し、同年10月から12月の時間外労働時間は月114時間におよんだそうである。平成16年1月、この研修医はインフルエンザ発症した2日後に心不全で死亡した。死亡が公務に由来した（民間の労働災害に相当）として、地方公務員災害補償基金から補償を支給する決定はなされてはいる。しかし、補償額の算定根拠に時間外労働に対する割増賃金が加味されておらず、今回の訴訟にいたった。なお、長時間かつ精神的緊張の高い労働が死因になったとして、奈良県を相手取り損害賠償請求訴訟も提起され、県と遺族の間に和解が成立している。

原告は、ポケットベルの受け渡し時刻から時間外労働時間の特定は可能だとしている。しかし、すべての院内滞在時間が労働時間として算定されないとしても、その何割が労働時間であるかとの判断も判決では示されていない。また、当直に関しても勤務内容の検討も十分になされていない。県立三室病院は、救急告示病院（総務省平成20年地方公営企業年鑑による、

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei20/excel/byoin/by02010101.xls）である。救急患者が多数受診しているにもかかわらず、当直が宿日直ではなく、夜間・休日の時間外労働であるとの判断が示されていない。

多くの医師が、当直をはさんで32時間以上の連続勤務（日勤8時間＋夜間16時間＋翌日日勤8時間）を行っている。しかし、当直とは、睡眠を十分とれる院内待機（いわゆる「寝当直」）ではなく、事実上夜間・休日の通常診療である。長時間労働により医師は疲弊してしまう。「宿日直勤務や宅直勤務が実際には時間外・休日勤務にあたる」として、県立奈良病院産婦人科の医師が、割増賃金の支払いを求めて民事訴訟を提起したことも記憶に新しい（平成18(行ウ)第16号 時間外手当等請求事件 平成21年04月22日、

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090610152331.pdf>）。

病院の管理者は、出退管理などの労働時間の把握をするなど、適切な労務管理が切に求められる。そして、宿日直をふくめた医師の労働が、労働法規上どう解釈されるのか熟知する必要がある。

人の命を預かる医療現場で、医療者の健康が十分に守られていない。労働衛生上、大いに問題である。しかし、そればかりではない。睡眠をとれない医師は注意力が低下し、医療安全を脅かす可能性もある (Ehara A. **Are long physician working hours harmful to patient safety?** *Pediatr Int* 2008;50:175-178)。安心・安全の医療を提供するには、医療者の健康管理が不可欠である。病院における労務管理の徹底が望まれる。